

最新 2024 年 6 月号より抜粋

横浜華僑総会「一つの中国、平和的統一」の声明文を発表

入管法改正案中の永住資格取消項目に対し横浜華僑総会並びに在日横浜の華僑団体は5月21日に声明文を発表し、岸田総理、小泉法務大臣あてに陳情書を送付

永住権を簡単に奪う条項削除を！日本政府へ陳情、議員、神奈川県、横浜市に支援要請

参議院法務委員会の入管法改正審議会議事録 参考人曾徳深の意見陳述

入管法改正案中の永住資格取消 説明会開催さる

国際仮装行列に参加

第13回国際シニア合唱祭でゴールデンウエーブ賞受賞

中国は何故「中国、？」②

華文教育の「新たな100年」を目指し

訃告

横浜華僑総会「一つの中国、平和的統一」の声明文を発表

5月20日、頼清徳氏が台湾の新指導者就任にともない、頼氏が「兩岸平和統一」の中華民族の願いに逆行し、中国政府が容認できないレッドラインを踏み越えることを杞憂し、横浜華僑総会は次の声明を発表した。

同時に全日本華僑華人連合会、東京華僑華人会、在日華人総商会、中国平和統一促進協会、全日本華僑華人連合会など、在日華人280余団体は5月20日、台湾地区の指導者就任に関する声明を発表し、「台湾独立」と外部勢力の干渉に断固反対し、祖国統一の大義の早期実現を期待すると表明した。

横浜僑界关于支持

“一个中国 和平统一”的声明

2024年5月20日、台湾地区新任领导人赖清德将正式就职，展开新的执政时期。我们横浜僑界希望并期待新任领导人坚守民族大义、顺应历史大势，以实际行动守护台海和平稳定，与大陆同胞携手共创两岸关系和平发展、中华民族伟大复兴的美好未来。作为诞生于横浜，并立足发展于横浜七十多载的传统爱国侨团—横浜華僑总会，我们代表横浜僑界，重申对“一个中国 和平统一”立场的坚定支持。特此声明如下：

我们自始至终都坚持一个中国原则。台湾自古以来就是中国不可分割的一部分。无论是在历史、文化还是法理上，台湾都是中国领土的一部分。世界上只有一个中国，台湾是中国的一部分。

我们始终坚持“和平统一、一国两制”的基本方针。和平解决台湾问题，是海内外中华儿女最为优先的选择。我们愿以最大诚意、尽最大努力，促进祖国和平统一。

我们深信，和平统一不仅符合两岸人民的共同利益，也有利于亚太地区的稳定与繁荣。近代日本在两岸关系中扮演着极其特殊的角色，作为长期生活在日本的侨胞，我们真诚希望“珍惜和平、两岸共赢”。两岸同胞同根同源，有着深厚的历史渊源和文化纽带。通过对话与交流，化解分歧，实现和平统一，要和平不要战争、要发展不要衰退、要交流不要分离、要合作不要对抗，这是顺应两岸同胞民意、走和平发展的正道，更是我们共同的心愿。

特此声明。

横浜華僑总会 2024年5月17日

訳文：

一つの中国と平和統一を支持する 横浜華僑華人社会の声明

2024年5月20日、台湾の新指導者に頼清徳氏が就任し、新たな統治が始まります。私たち横浜華僑華人社会は、新指導者が国家の義を守り、歴史の流れに従い、台湾海峡の平和と安定を守るために実践的な行動をとり、大陸の同胞と手を携えて兩岸関係の平和的発展と中華民族の偉大な再生のためにより良い未来を切り開くことを希望し、期待します。横浜で生まれ、横浜を拠点に70年以上の歴史を持つ伝統的な愛国的華僑団体である横浜華僑総会は、横浜の華僑華人コミュニティを代表し、「一つの中国、平和的統一」の立場を断固として支持することをここに再確認する。

私たちは常に「一つの中国」の原則を堅持してきました。台湾は古来より中国の不可分の一部である。歴史的にも、文化的にも、法的にも、台湾は中国の領土の一部であります。世界に中国はひとつしかなく、台湾は中国の一部である。

私たちは常に「平和統一と一国二制度」という基本方針を堅持してきました。台湾問題の平和的解決は、国内外の中国の子供たちにとって最も望ましい選択肢である。私たちは、最大限の誠意と努力をもって祖国の平和統一を推進したいと考えています。

私たちは、平和的統一が台湾海峡兩岸人民の共通の利益であるだけでなく、アジア太平洋地域の安定と繁栄にも資するものであると確信している。日本は近年、兩岸関係において極めて特別な役割を果たしており、日本に長く住む華僑として、「台湾海峡兩岸の平和とウィンウィンを大切にする」ことを心から願っています。台湾海峡兩岸の同胞は、同じルーツを持ち、歴史的・文化的に深いつながりがある。私たちは戦争ではなく平和を望み、不況ではなく発展を望み、分離ではなく交流を望み、対立ではなく協力を望んでいます。これは台湾海峡兩岸の同胞の世論に従うべき正しい道であり、平和的発展への正しい道であり、私たちの共通の願いであります。

ここに宣言します。

横浜華僑総会 2024年5月17日

日本各地の華僑華人団体 兩岸平和統一を願う声明文を発表

全日本華僑華人連合会、東京華僑華人会、在日華人総商会、中華人民共和国平和統一促進協会、全日本華僑華人連合会、中華人民共和国平和統一促進協会など、在日華人280余団体は5月20日、台湾地区指導者就任に関する声明を発表し、「台湾独立」の離脱と外部勢力の干渉に断固反対することを表明した。「台湾独立」の分離独立と外部勢力の干渉に断固反対し、祖国統一の大義が早期に実現することを期待する。

声明は、台湾は古来より中国の不可分の一部であると指摘した。歴史的にも、文化的にも、法的にも、台湾は中国の領土である。台湾は国ではなく、「2つの中国」や「1つの中国、1つの台湾」という問題は存在しない。台湾独立は台湾海峡の平和とは相容れず、この地域の平和と安定に対する最大の脅威である。

声明は、台湾問題は中国の内政問題であり、外部からの干渉を許さないと強調した。日本政府は、台湾問題に関して中国に対して一連の厳粛な約束を繰り返して行っており、それは日中間の4つの政治文書に明確に記録されている。我々は、一部の人々が中国の内政に残忍な干渉を行い、「台湾独立」勢力に非常に危険で誤ったシグナルを発していることに断固反対する。

声明は、祖国統一の実現は華僑華人の子供たちの共通の願いであり、遅らせることのできない義務であると述べた。私たちは日本に長く住む華僑として、「台湾海峡兩岸の平和とウィンウィンを大切にする」ことを心から願い、これまで通り祖国統一の大義をしっかりと支持し、中華民族の団結と繁栄を支え、台湾同胞を含む膨大な数の中国同胞と力を合わせ、中国式の近代化を通じた強国の建設と民族の若返りを推進していく。

入管法改正案中の永住資格取消項目に対し横浜華僑總會並びに在日横浜の華僑団体は5月21日に声明文を発表し、岸田総理、小泉法務大臣あてに陳情書を送付した。

关于入管法修订案的声明

今年3月15日，日本政府在内阁会议上决定了入管法修订案，对于持有“永住者”在留资格的外国人，新规定可以取消其留资格。

修订案新增了以下内容，不遵守入管法规定的义务、故意不支付公共税费、以及因入侵住宅、伤害或盗窃等某些犯罪被判处监禁刑（相当于现行法中的徒刑或拘役），使永住者的在留资格取消理由被大幅扩大。

获得“永住者”资格需要满足与其他发达国家相比非常严格的条件，包括“在日本居留10年以上，工作期间5年以上”，“未被判处徒刑等处罚”，“履行纳税等公共义务”等。截至去年6月底，满足这些高门槛而获得了许可的“永住者”约有88万人，占在留外国人总数的27.3%。

据悉，本次入管法修订案是由于政府致力于在本届国会设立“育成就业制度”，以及随着“特定技能制度”的职业类别扩大，预计“永住者”数量增加，从而寻求永住资格许可的妥善化。

然而，如果在另一方面大幅扩大取消“永住者”在留资格理由的该取消法案成立，则不得不承认今后占永住者约36%、超过31万名持有永住资格、长期居住在日本的在日中国人的生活和权利将受到严重侵害。

“永住者”在日本长期生活的过程中，可能会因年龄的增长、疾病、事故或社会状况的变化等原因而无法获得许可时的条件。由于疾病或失业等导致税金或社会保险费未能按时缴纳，或因前往超市时不慎将在留卡忘在家中的不携带等过失，乃至因某些被判缓刑或不足一年拘役的违反刑法的行为，也可能被取消在留资格，这种做法本身可称为是对“永住者”的严重歧视。

关于拖欠税金或社会保险费的问题，完全可以像与对待日本人同样，通过催缴、查封、行政处罚、刑罚等处置。

日本与中国的交流历史悠久。近代以来，在日本开港后，许多中国人来到横浜，170多年来，这里成了他们的生活基础。横浜中华街今日的繁荣，是日本人与来日中国人共同努力的结晶。目前，也有许多在日本出生、只会讲日语、仅在日本拥有生活基础的第2至第6代“永住者”，他们都与日本国民共同作为善良的市民为当地社会的发展做出了贡献。

通过本次入管法修订案引入新的扩大在留资格取消制度，不仅背离了日本政府追求的“实现共生社会”的目标，还以因历史的背景而居住在日本的在日中国人“永住者”、以及因生活方面的各种原因而不得不在日本居住的在日外国人“永住者”、甚至他们的家庭成员为对象，由于不履行纳税或受到轻微的刑事处罚等而轻易地取消他们的永住资格，这将对善良的市民造成严重且令人担忧的问题。当然，甚至设立国家或公共团体职员可以向入管局举报的制度，这可以说是明显的过度执法。

关于该法案是否具有立法事实等，本应进行慎重讨论，然而该法案在有识者会议上未经任何讨论便被突然提出，不应仓促将其具体化。

基于上述理由，我们在日华侨团体认为，本次日本政府的入管法修订案是威胁“永住者”的生活和人权的重大事件，我们强烈要求对其进行纠正。

2024年5月21日

请愿人：

横浜華僑總會會長 謝成發
 學校法人 横浜山手中華學園理事長
 繆雪峰
 横浜山手中華學校家長會長 譚優矢
 横浜中華學校校友會長 潘永誠
 一般社団法人 横浜華僑婦女會
 代表理事 黃巧玲
 廣東要明鶴同鄉會會長 陸佐光
 横浜福建同鄉會會長 別宮浩孝
 一般社団法人 横浜華僑商公會
 代表理事 楊義誠
 京濱華廚會所會長 楊義智
 横浜台灣同鄉會會長 余玉隆
 一般社団法人 廣東同鄉會
 會長 陸煥鑫

一般社団法人 横浜華僑小红会
 代表理事 佐久間愛玲
 横浜中華倶楽部会長 容達成
 横浜中山郷友会会長 繆雪峰
 日本福建平潭同郷会会長 富澤小平
 日本横浜福建経済文化促進会
 会長 游 群
 茉莉花女声合唱団 団長 李香玳

入管法改正案中の永住資格取消条項の削除を求める陳情書

内閣総理大臣 岸田文雄殿

法務大臣 小泉龍司殿

2024年5月21日

私どもは、横浜や東京に所在する中国人団体（華僑団体）で、いずれも中国籍をもち日本の永住資格を有するものを主たる構成員とする団体である。

今国会に提出された出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案は、永住者の永住資格取消事由を拡大したもので、永住資格を得て長年にわたり日本に生活基盤を築いてきた在日中国人の生活及び権利を著しく侵害する虞があることから、以下のとおり陳情する。

1 陳情の趣旨

政府が令和6年3月15日に国会に提出した出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）等の一部を改正する法律案（以下「本改正案」という。）のうち、第22条の4第1項8号及び同9号並びにこれに関連付随する諸条項を削除するよう求める。

2 陳情の理由

（1）本改正案で新設された第22条の4第1項第8号前段は、入管法に規定する義務を遵守しないことを、「永住資格（永住者の在留資格）」の取消事由としている。

この入管法上の義務不遵守が、「故意」の不遵守だけでなく「過失」による不遵守を含むことは、文言上明らかである。入管法上の義務には、在留カードの常時携帯義務（入管法第23条第2項）及び在留カード紛失時の14日以内の届出義務（入管法第19条の15第1項）がある。仮に本改正案が国会で可決されると、在留カードを自宅にうっかり置き忘れて近所のスーパーマーケットに買い物に行った事案でも、永住資格を取り消される可能性が生じることになる。たとえ本改正案立案の際、在留カードの過失不携帯の一事をもって永住者の在留資格を取り消さない想定をしていたとしても、法務大臣が永住者の在留資格を取り消すとは法律上可能となる。そして、法務大臣がかような裁量権を有すること自体、永住者に対する脅威であり日本での平穏な生活を脅かすものである。

（2）本改正案で新設された第22条の4第1項第8号後段は、故意に公租公課の支払いをしないことを「永住資格（永住者の在留資格）」の取消事由としている。

ここにいう「故意」は支払義務があることを認識できるにもかかわらず、あえて支払いをしないことを指すとされている。そのため、公租公課の支払い義務があることは認識しているが、急な病気、事故、失業又は天災により無収入となりやむをえず公租公課を支払えなかった場合も、永住資格取消事由に該当することになる。たとえ本改正案立案者が、病気等によりやむを得ず公租公課を支払えないような場合などに永住資格を取り消さない想定をしていたとしても、法務大臣が永住者の在留資格を取り消すことはやはり法律上可能となる。永住者として長年にわたり日本に居住する在日中国人は、日本で働き、税金を納め、日本を生活の基盤として日々の生活を送り、その生活実態は日本国民と何ら変わらないのであり、急な病気、事故、失業又は天災により収入が途絶え公租公課を支払えなくなる可能性があることは日本国民と同様である。そのような場合にまで永住資格取消を法律上可能とすることは、永住者として日本国民と変わらず日本に生活基盤を有する中国人その他の外国人の生きる権利を著しく蹂躪するものである。

(3) 本改正案で新設された第 22 条の 4 第 1 項第 9 号は、住居侵入、暴行、傷害又は窃盗等の一定の罪により拘禁刑（懲役・禁錮）に処せられたことを「永住資格（永住者の在留資格）」の取消事由としている。この「刑に処せられた」という文言は刑の執行が猶予された場合をも含んでおり、その場合も永住資格取消事由に当然該当することになる。そのため、たとえ実刑とならず刑の執行が猶予された場合でも法務大臣が永住者の在留資格を取り消すことは法律上可能となる。刑の執行猶予は、罪を犯した者自身の自覚にもとづく改善更生に期待した制度である。しかるに、執行猶予期間中でも法務大臣が永住者の在留資格を取り消すことを法律上可能とすることは、日本に生活基盤を有する永住者が日本で改善更生する機会をいたずらに途絶するもので、日本で生きる権利を無碍に剥奪するものであり、国際社会の趨勢に背くものである。

(4) 本改正案は第 22 条の 6 を新設し、同第 1 項は「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人について、第 22 条の 4 第 1 項第 8 号又は第 9 号…により…在留資格の取消をしようとする場合には当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合を除き、職権で、永住者の在留資格以外の在留資格への変更を許可するものとする。」と定める。この条

項は、永住資格の取消事由を上記（1）ないし（3）のとおり拡大することに対する応急策で、たとえ永住資格を取り消しても、永住資格以外の在留資格への変更を許可するので、国外追放にならないとするものである。しかし、たとえ結果的に日本在留を継続できたとしても永住資格を喪失すること自体、日本での生活ないし生活基盤を大きく変えることを迫られる場合もあり得る。また上記条項は「法務大臣が」「当該外国人が引き続き本邦に在留することが適当でないと認める場合」にはその永住資格を取り消し、永住資格以外の在留資格も取得させない旨を定めるものであり、その場合には国外追放となることが明らかである。このように永住者に対し国外追放による生活基盤の変更を余儀なくさせる事態を招くにもかかわらず、何をもって「在留を適当でない」とするかを法務大臣の自由裁量に委ねる本改正案の上記条項は、取消事由拡大に対する応急策には全くならず、日本で安定的な生活基盤を有する永住者を極めて不安定な地位に陥れ、日本で平穩に生きる権利を著しく脅かすものである。

(5) 以上より、私どもは、永住資格取消事由の拡大に反対するものであり、本改正案のうち、第 22 条の 4 第 1 項第 8 号及び第 9 号並びにこれに付随関連する諸条項の削除を強く求める。以上

陳情者:横浜華僑総会会長 謝成發

学校法人横浜山手中華学園

理事長 繆雪峰

横浜山手中華学校家長会

会長 譚優矢

横浜中華学校校友会

会長 潘永誠

(一社) 横浜華僑婦女会

代表理事 黄巧玲

広東要明鶴同郷会

会長 陸佐光

横浜福建同郷会

会長 別宮浩孝

(一社) 横浜華僑商公会

代表理事 楊義誠

京浜華厨会所

会長 楊義智

横浜台湾同郷会

会長 余玉隆

(一社) 広東同郷会

会長 陸煥鑫
(一社) 横浜華僑小紅の会
代表理事 佐久間愛玲
横浜中華倶楽部
会長 容達成
横浜中山郷友会
会長 繆雪峰
日本福建平潭同郷会
会長 富澤小平
日本横浜福建経済文化促進会
会長 游群
茉莉花女声合唱団
団長 李香玳

永住権を簡単に奪う条項削除を！
横浜華僑総会および関連 16 の華僑団体が声明文発表
日本政府へ陳情、議員、神奈川県、横浜市に支援要請

日本政府は2024年3月15日、永住資格の取り消し事由を拡大することを内容とする「改悪」入管法案を閣議決定し、国会に提出した。本法案は5月21日に衆議院を通過し、6月13日に参議院法務委員会を通過、6月14日に参議院を通過した。

この入管法改正に関し、有志が主催し「永住者取り消し事由拡大の危険」と題する説明会が5月12日、横浜自由華僑婦女協会の会館で開かれた。駒井知会弁護士（東京弁護士会）が、新たな永住権取り消し事由を説明した。現行の入管法に置いても虚偽の申請をしたり、1年を超える懲役や禁錮刑に処せられ強制退去となったりした場合などは、永住資格を失うとされています。こうした従来からの取消事由・退去強制事由に加え、永住者が①入管法上の義務に違反した場合、②故意に公租公課の支払いをしなかった場合、③一定の罪により拘禁刑に処せられた場合（執行猶予が付された場合も含む）にも永住資格を取り消せるとしている。

入管法改正のニュースを受けて、横浜華僑総会は理事会で5月16日、声明文・陳情書および支援要請文案を採択し、5月21日に横浜華僑総会のホームページに掲載して発表、同日、陳情書を日本政府の岸田首相と小泉法相に送付した。また、支援要請文、約300通を関係先に送付した。

駒井弁護士の説明会はまた、横浜華僑総会が主催して横浜中華街の華僑を対象に5月29日に広東会館で、横浜山手中華学校の保護者等を対象に6月1日に中華学校で開催された。

ほかにも、駒井弁護士は横浜中華学院で6月3日に説明会を開いた。いずれの会場にも神奈川新聞、NHK、朝日新聞、東京新聞、毎日新聞、読売新聞、共同通信、鳳凰電視など多くのメディアが取材に来場、それぞれ後日、華僑に広がる懸念を報道した。

横浜華僑総会（謝成発会長・曾徳深顧問ほか）と横浜山手中華学園（繆雪峰理事長・張岩松校長ほか）は5月27日に立憲民主党牧山ひろえ議員（参議院法務委員会筆頭理事）、5月31日に公明党佐々木さやか議員（参議院法務委員会委員長）、6月12日に横浜市国際局米澤陽子総務部長を訪ねて支援を要請した。横浜華僑総会（謝成発会長ほか）と横浜山手中華学園（繆雪峰理事長ほか）はさらに6月10日、黒岩祐治神奈川県知事を訪ねて支援を要請した。

また、6月5日に神奈川県弁護士会岩田武司会長が記者発表、6月10日に「入管を変える！弁護士ネットワーク」が記者会見した際、横浜華僑総会と横浜山手中華学園の関係者が同席した。

参議院法務委員会で5月30日に開かれた入管法改正審議会に横浜華僑総会曾徳深顧問が出席し、意見を陳述し、永住権取り消しの拡大条項の削除を求めた。（別掲）

本紙では、横浜華僑総会の声明文、陳情書、支援要請文、参議院法務委員会審議記録（曾徳深関連部分）を掲載する。

資料：入管法22条の4第1項

8～9号（新設）

（在留資格の取り消し）

第二十二條の四 法務大臣は別表第一又は別表第二の上欄の在留資格をもつて本邦に在留する外国人（第六十一條の二第一項に規定する難民の認定又は同條第二項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者を除く。）について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、法務省令で定める手続により、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。

一～七 （略）

八 永住者の在留資格をもつて在留する者が、この法律の規定する義務を遵守せず（第十一号及び第十二号に掲げる事実に該当する場合を除く。）、又は故意に公租公課の支払をしなすこと。

九 永住者の在留資格をもつて在留する者が、刑法第二編第十二章、第十六章から第十九章まで、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章、第三十三章、第三十六章、第三十七章若しくは第三十九章の罪、暴力行為等処罰に関する法律第一条、第一条ノ二若しくは第一条ノ三（刑法第二百二十二條又は第二百六十一條に係る部分を除く。）の罪、盗犯等の防止及び処罰に関する法律の罪、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第十五條若しくは第十六條の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二條若しくは第六條第一項の罪により拘禁刑に処せられたこと。

十～十二 （略）

参議院法務委員会の入管法改正審議会議事録

（2024年5月30日）

参考人曾徳深の意見陳述

外国人として国会で意見を述べるチャンスをいただき、ありがとうございます。私が今日訴えたいのは、永住許可に関する部分だけです。皆さんの話は多くの外国人をどうやって受け入れてこの日本の社会をもっと豊かに発展させるかという制度づくりのことを話しています。それについて今まで知らなかったことを恥じています。

空気は見えない、私たちは見えない空気を感じません。それでも息をしています。法律も見えません。けれど、法律は我々が社会をつくる上で欠かせない、空気みたいなものです。空気が汚染されると、我々は初めて、あっ、自分の命が脅かされるなど感じます。僕は今、この入管法の改正はまさに、何かおかしい空気になっているなど感じています。

私の経験だけで意見を述べさせていただきます。皆さんにお届けした資料は全部で5つ、お読みいただければ幸いですけど、僕が特に言いたいことを幾つかこの資料を見ながら話します。

まず、入管法が変わるということを僕が知ったのは5月12日でした。ただ、どう変わるかということは知らなかった。読んだら、すごい大変なことになっていた。先ほど鳥井さんが説明したところがメインの部分であって、永住資格を取り消すのはほんの一部ですけど、僕がいちばん注目したのはこの永住取消しの部分です。私は84年永住しています、日本に。私の父は1919年に日本へ来て、もううちの家族は105年日本にいます。その経験で話します。確かに入管法によって、いつきどい目

に遭わされたこともあります。最近はそのことはございません。だから鈍感になっていたんです、この法律について。それはすごく反省しています。

1 ページ目の入管法改正案に関する声明文というのは、12 日にその話を伺ってからみんなで作った声明文です。その中の 1 ページ目の一番下の段落を読み上げます。日本と中国の交流は長い歴史があります。近代では、日本の開港後、この横浜に多くの中国人が渡来し、以来 170 年余にわたりこの地に生活の基盤を置いてきました。横浜中華街の今日の発展は、日本人と来日した中国人が力を合わせた結晶です。現在、日本で生まれ、日本語しか分からず、日本にのみ生活基盤を有する 2 世から 6 世の永住者も多く、全てが日本市民とともに善良なる市民として地域社会の発展に貢献しています。そして、次のページをめくってください。今回の入管法改正案による新たな在留資格取消し拡大制度の導入は、日本政府が目指す共生社会の実現に逆行するばかりか、歴史的な背景により日本に居住するに至った在日中国人の永住者や、また、生活上の様々な事情で余儀なく日本に居住するに至った在日外国人の永住者、さらにはその家族まで対象とし、納税不履行や軽微な刑事罰等によって簡単に永住資格を取り消そうとすることは、善良なる市民に深刻かつ憂慮すべき問題を惹起するものであります。ましてや国又は公共団体の職員が入管へ通報できる制度まで創設するというは余りにも過度な取締りと言えます。この度の日本政府の入管法改定案は永住者の生活、人権を脅かす重大事案と認識し、是正を強く求めます。

この声明を書いたときは是正だけ求めたんです。次のページをめくってください。これは、内閣総理大臣と法務大臣宛てに送った陳情書です。陳情書の最後のところを読み上げます。

5、以上、私どもは、永住権取消し事由の拡大に反対するものであり、本改正案のうち、第二十二條の四第一項第八号及び第九号並びにこれに付随する諸条項の削除を強く求める。これが今日、私が来た目的でございます。

なぜこれを強く求めるのかというと、次に資料の 3 をめくってください。これは出入国在留管理庁が出したもので、永住許可に関するガイドラインです。法律上の要件として、1、素行が善良であること。法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。2、独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること。日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。3、その者の永住が日本国の利益に合すると認められること。ア、原則として引き続き 10 年以上本邦に在留していること、ただし、この期間のうち、就労資格（在留資格「技能実習」及び「特定技能一号」を除く。）又は居住資格をもって引き続き 5 年以上在留していることを要する。イ、罰金刑や懲役刑などを受けていないこと、公的な義務、納税、公的年金及び公的医療保険の保険料の納付並びに出入国管理及び難民認定法に定める届出等の義務を適正に履行していること。ウ、現に有する在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第二に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。エ、公衆衛生上の観点から有害になるおそれがないこと。

これだけ厳しい条件を付けて、それも 10 年掛けて、その人の歴史を細かく調べてやっているわけです。これだけ厳しい条件で出した永住権に対して、今度の改定はいとも簡単に軽微なことで取り消そうというのが、どうも納得できません。

僕は入管法について不案内だったので、『はじめての入管法』という本でちょっと勉強しました。この本は入管業務を担当した入管局長とかが執筆したもので、政府側のことをよく知っている方です。在留資格の取消しというところを見てほしい。アンダーラインで引いてあるところ、現行法の在留資格の取消しの対象行為は大きく分けて次の四つになります。ア、虚偽の申請などにより上陸又は在留などの許可を受けた場合。イ、一定期間（3 か月又は 6 か月以上）現に有している在留資格に該当する活動を行っていない場合。ウ、中長期在留者で居住地に係る届出義務に違反した場合。エ、難民又は補完的な保護対象者の認定を受け、偽りの、その他の不正の手段により在留資格を取得した場合。こういうことが取消しの事由です。今回出されてきたものは、納税していませんよ、入管の提示義務をしていませんよ、懲罰がどうのこうのという、これとは全く違う異質の法律、いわゆる取消しの条件です。これもすごい侵害だと思います。

それでは政府の出入国在留管理って何なのかというと、2 番目のアンダーラインのところを読み上げます。

閣議において決定された基本方針とは、外国人受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について、平成 30 年 7 月 24 日閣議決定です。この閣議決定に基づいて同年に設置された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が累次の外国人材の受入れ、共生に関する総合的な対応策を決定しています。この総合的な対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ、共生において目指すべき方向性を示すものです。と書いてあります。

ページまためくってください。2023年の改訂ロードマップで次のようになっています。1、目指すべき外国人との共生社会のビジョン、3つのビジョンがあります。ア、安全、安心な社会。これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会。イ、多様性に富んだ活力のある社会。様々な背景を持つ外国人を、全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会。ウ、個人の尊厳と人権を尊重した社会。外国人を含め、全ての人々が互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会、政府自身もこうおっしゃっているんです。一方で、こういうことを言いながら、今度のこの法律を改定することによって全く逆のことをやっているとは私は認識しています。

私は戦前生まれですから、終戦のときから永住権を与えられています。だから、どう苦勞して永住権を得たかという、そういう苦勞がない。それで、最近来た人たちがどう苦勞して永住権を取ったかということインタビューしてみました。それが次のページです。

入管法改定に関する聞き取りメモとして。

1、ZY氏。永住資格取得は2020年。5年の在留後、2年間帰国。その後、2008年に再来日し、新たなスタート。2017年に在日10年となったので永住申請をしようとしたが、大腸潰瘍の病氣入院のため、収入不安定の理由で受け付けてもらえなかった。申請手続は行政書士に依頼、申請理由書、添付書類など書類は十幾つで、再来日した2008年から足掛け13年掛かった。両親を扶養していると永住申請ができないということだったので扶養を外した。この両親は国にいる両親です。永住資格取得の回答は半年後。永住者に対して厳しい扱いをするなら他国の人たちが日本に来たがるだろうかと、この人は率直にこういう感想を述べています。

次に、2番、中華街、中華料理店Kに勤務するコック。2004年、コックとして来日、Kに勤務。2014年に永住資格を取る。2017年に子供が来日、当時11歳、地元の元街小学、港中学、今は日本の高校に在学中。親が永住であるので子供も永住申請したところ、2回目の申請でも5年の定住許可しか出なかった。

補足説明しますと、中華街の周りにある学校が、元街小学校、港中学、吉田中学、南吉田小学校とあるんですけど、元街小学校にいる中国籍の子供は15%、港中学が20%、吉田中学に至っては50%。そして南吉田小学校は、外国人が約20か国、その数は60%近くまでに増えている、中国人だけではない。そういう形で、親と一緒に来た子供たちは日本の教育の下で一生懸命勉強しているんです。ちなみに、私は3月まで横浜山手中華学校の理事長をしていました。その学校は中国と日本国籍の子供がいて、55%が日本国籍です。その人たちは、日本の学校へ行くと言葉の関係で十分な教育を受けられないので、うちの学校へ来る。我々は日本の義務教育の学課も導入していますから、その教育を受けて日本の高校に進学します。元街小学校については、運動会などは、アナウンスは中国語、日本語、あと韓国語も使う。地元の、地場の地方自治体はみんなそういう努力をしています。

次に、3、中華街、中華料理店Kの経営者のことを話します。日本人の母は、日中戦争の前に日本への中国人留学生と結婚して中国に渡った。私は、その母とともに内モンゴルから、日本と中国が国交正常化した後、1975年に里帰りて来日。そのとき日本籍を確認して、中国に帰らずに母と日本に残った。中華街でいろいろな仕事をし、食料品販売、中華料理店を経営するまで事業を拡大した。中華料理店を開業するとき、従業員が長く勤務できる仕組みをつくり、家族で日本に長期定住する受入れ体制をつくった。まず、父親が単身で来日し、自身が職場や日本に慣れた頃、学校が夏休みなど長期休暇中に家族を旅行で日本に招き、日本に対する抵抗感をなくし、家族が来日すると、日本で高等教育を受けたメンバーで構成されたサポートチームが学校入学の手続や保護者に代わって学校との折衝などを行っています。これだけ努力して何とか日本で定着して、コックさんも長くその店に勤められるような体制づくりをやっているところがある。

4、MX氏。この人は建て売り住宅販売をやっている人。永住資格があることで銀行融資を受けている。在留カード不携帯、交通事故などで簡単に永住資格がなくなることになれば、融資を引き揚げられるリスクが発生するだけでなく、永住資格がそのような不安定な資格であることで信用が失われ、新たな融資は受けられなくおそれがあるという懸念を示しています。

5番目、XC氏。店舗Xを開業した創業者である私の父は、1950年代に、中華街の風呂屋で外国人登録証不携帯で警察に1日勾留された、こういう経験があります。

ZD氏。1965年に兄弟合同で結婚式を挙げました、大々的に、中華街の同發というお店で。町じゅうの人が集まりました。すぐに婚姻届を出さずにいたら、なぜ出さないのかと、後日、警察官が家まで来た。そこまで個人の私生活を監視するの

かと思った。あの頃は外国人登録法です。したがって、この入管法も、そういう政治的意図で使おうとすれば使える法律だと私は認識しています。

7番、C A氏。これは国交正常化後です。国交正常化前は日本の政府からしたら要監視相手だと思ってそういうひどいことをやったんですけど、国交正常化後にも、1980年に、婚約者を送って家から15メートルのところで警察官に外国人登録証の提示を求められ、不携帯が分かって、家まで取りに行つてこいと言われたということがあります。

8、私が見た横浜中華街。横浜中華街の中華料理店は、戦後は主に家族労働に頼って経営していた。父親が鍋を振り、男の子は厨房で雑用と皿洗い、母親、娘はホールで接客。1960年代後半から、町の発展に伴い店舗の規模も大きくなり、香港、台湾からの招聘コックが厨房チーフや主要スタッフとなり、日本人の若者が料理を学びながら厨房を支えた。香港のコックはほとんどが単身で来日。台湾からのコックは夫婦で来て、落ち着くと家族を呼び寄せた。当時、日本の給与は香港、台湾に比べはるかに良く、出稼ぎのメリットが大きかった。今日、香港、台湾の料理人の給与は日本を超え、日本への出稼ぎにメリットがなく、ほとんどの店から姿を消しつつある。代わりに、中国の経済が遅れている地域から日本に働き場を求めて来日。彼らはいずれも家族を呼び寄せて日本に定住する考えが強い。今、横浜中華街の料理店を支えているのは、日本人と新たに来日する中国人、東南アジア人である。今回の入管法改定は、外国人を歓迎しないというメッセージを発するため、今後の人材確保に大きな影響が出る。中華料理のメッカとしての横浜中華街の存続に関わる大きな問題です。

一言、付け加えます。僕は学校の教育に関わっているので、藤原和博さんというリクルートから民間校長になった人の言葉を引用します。学校の校長のやれることは何かと云ったら、学生に学習習慣を付けることと生活習慣を付ける、そして、最大のことは自尊心を持たせるということです。今、外国人を日本に呼び寄せたとき、やっぱり似たようなことなんです。生活習慣が違います。けれど、この生活習慣を教えると同時に、学ぶ意欲も起こさせる。その中で一番大事なのは、ああ、私は日本に来てよかったな、俺はまだ日本で役に立つなって、そういう自尊心を持たせることが本当に日本にとっていいことなんじゃないですか。ただいつきの労働力として使い終わったらもう帰らなさいじゃなくて、これからの人口減少で出生率だって上がらない、移民をやるんだらどうするかということを本当に真剣に考えて、こういうちぐはぐな法律を作らない方がいいと思います。



入管法改正案中の永住資格取消 説明会開催さる

5月29日（水）、中華街の廣東会館において「入管を変える！弁護士ネットワーク」共同代表の駒井知会弁護士を講師に迎え、身近な例を挙げながらこの法案について説明が行われた。

6月1日（土）横浜山手中華学校で、同じく説明会が行われた。



国際仮装行列に参加

5月3日（金・祝）、大型連休の横浜の風物詩、第72回横浜開港記念みなと祭「ざよこはまパレード」国際仮装行列（主催：横浜商工会議所、神奈川県、横浜市）が山下公園前を起点に開催され、横浜華僑総会は横浜中華学校校友会国術団の全面的な協力を得て「スーパーパレード・フレンドリーステージ」に出場し、中国龍舞・獅子舞と民族舞踊を披露した。

好天に恵まれたこの日、主催者の発表によると沿道には約38万人の観客が繰り出した。



第 13 回国際シニア合唱祭でゴールデンウエーブ賞受賞

今春、茉莉花女声合唱団は 2 つの舞台に立ち、日頃の練習の成果を披露した。

4 月 16 日には横浜みなとみらいホールにて第 13 回国際シニア合唱祭ゴールデンウエーブ in 横浜に出演し、はえあるゴールデンウエーブ賞を受賞した。歌ったのは「山在虚无缥缈间」、「大魚」の 2 曲。

次のような講評をいただいた。「待っていました！」1 曲目の山は高い山なのでしょうか？霧に包まれた山を想像しながら（ホールにいるのを忘れました）2 曲目は「魚」という字は何をあらわしているのでしょうか？ぜひぜひ（歌のかけ橋が）中国と日本のかけ橋になりますように。

5 月 25 日には町田の市民ホールにて町田オペラ協会主催の「プリマベラガラコンサート、ソリストとコーラスの饗演に出演。「貝加尔湖畔」などを演奏した。

指揮はジョン・ハオ、ピアノは長尾博子。

茉莉花女声合唱団は韓国の物語オペラ「春香伝」で出会った松原有奈先生とのご縁で昨年からのガラコンサートに出演している。

（茉莉花女声合唱団）



中国は何故 中国、？②

易 凡

②華夏、中華、九州、、、

「中国」という一語がいつから使われ始め、その概念・含意がどのように変化してきたかについては、前回、そのおおよそを述べた。実は、中国については他にもいくつかの雅称、愛称、別称があり、今回、それらを少しく紹介してみよう。



まず、「華夏」は最もよく見られる中国の代名詞である。最初は有史以前の黄河流域中下流一帯に分布していた若干の部族で出来ていた華夏人群であったが、後世では漢文化及び中華文明の起源の一つとみられるようになった。

《史記・五帝本記》の記載によると、華夏の始祖は炎黄であり、炎黄の後には堯舜禹 が続き、禹は黄河の治水に功あって首領となり、さらに君主世襲制王朝——夏王朝をうち建てた。夏王朝は上古の大国として、その後裔は「夏人」と称された。

つまり、漢民族の祖先の黄帝と炎帝は、部落連盟の首領を争って阪泉の戦が勃発し、炎帝部族が敗れ、黄帝部族に併合されて、炎黄連盟の雛形を初めてそなえた。その後、両者は涿鹿の戦いで蚩尤を打ち破り、連盟の勢力を今の山東領内にまで拡大し、華夏族の源が基本的に固まった。前二一〇〇～前七七〇年、黄帝集団の後に夏朝、商朝、周朝が相継いだということである。

華夏は「華」、または「夏」、或いは「諸夏」とも称する。「華夏」の一語が最も早く登場するのは先にも触れた《尚書・周書・成武》に、「華夏蛮貊、罔不率俾」とあり、大意は「華夏族人であれ、外部族人であれ、ことごとく（周の武王に）臣服せざるものはなし」というものであった。この中の「華夏」というのは中原地域の民族を指しており、つまり後の漢族のことである。

次に、「華」と「夏」はかつて相互に通用していて、二文字は同義反復であり、華すなわち夏であった。「中華」はまた「中夏」とも称する。《左伝・定公十年》に孔子の言葉として載っているように、「商不謀夏、夷不乱華」すなわち「商は夏を謀らず、夷は華を乱さず」。ここでの「華」は即ち「夏」であり、孔子は「夏」と「華」を同義詞であるとみていた。甲骨文では、「華」という字は非常に崇高な地位にあった。大よそ春秋時代から中国の古籍では「華」と「夏」の連用が始まり、合わせて「華夏」と称していた。

さらに、唐の孔穎達《春秋左氏伝正義》疏にいわく：「夏、大也。中国有礼仪之大、故称夏；有服章之美、謂之華。華、夏一也」と。意味は、「中国は礼儀の大なる邦であるので、「夏」と称し、「夏」には高雅の意味がある；中国人の服飾は非常に美しいので、「華」という。華、夏は一なり」となる。東晋の梅頤《偽孔伝》には「冕服彩装曰華、大国曰夏」（礼服礼帽彩り豊かな装束を華といい、大国を夏という）、《尚書・正義》にも「冕服華章曰華、大国曰夏」（礼服礼帽鮮やかな紋様を華といい、大国を夏という）とある。《説文》に「華、栄也。夏、中国之人也、玃中原之人」（華、栄え也、夏、中国の人也、中原之人に等し）とも記されている。

これらの注釈から、古人は服飾華彩の美を華とし、広大な疆界及び和雅の礼儀を夏としていたことが見て取れる。字義の上から言っても、「華」という字には服飾紋章が美しいという、つまり美麗の合意があり「夏」という字には疆域広大、また盛大という意味がある。「華夏」の本義には即ち文明の含意がある。

いにしえでは、「華」は「花」に同じということで、派生して美しくかつ彩鮮やかと言い、その解釈には、古代中原地域の人びとは、身なりが整いしかも華麗な文明の地域に住んでいると自認し、したがって華と自称した、という説がある。いま一つの説は、「華」には赤色という意味が含まれていて、周王朝の人びとは紅の色を好み、紅色を吉祥の象徴と見なし、そうして華と自称したというものである。このほか、「華」即ち「花」と考える考古学者がいて、もとは中原地域の仰韶文化の玫瑰花の「一種の標識」であって、後に燕山の麓の龍をトーテム標識とする部族とともに、中華文化の共同体を形成したので、「華山玫瑰燕山龍」が変化発展して「夏商周」となった。という説である。また、「夏」は即ち歴史上夏王朝の先人である。「黄帝族後裔のうちの一支が今の山西省南部に進入して、夏文化を創造し」、夏部族と称して、「中国最初の王朝夏代をうち建てた」と《大百科全書》で述べられている。



古代、華夏族は多く黄河北に都を築き、四方の真中にあることから、これを中華と称した。漢族が最初に興起したところでもあり、後の各王朝で疆土が次第に広がって、その統轄するところすべてを中華と称し、また中国とも称した。中華の一語は、地理的側面をさすのみならず、より深層の価値として、文化の沈積の面にある。

中華は古くは華夏と称し、多くの部落に分かれ、黄河中下流域で生を営んでいたが、黄帝の時代に華夏部落連盟として統一された。比較的著名な中華人文始祖としては、有巢氏、燧人氏、伏羲氏、神農氏（炎帝）、黄帝（軒轅氏）、堯、舜、禹らが居た。このうち、中国歴史体系表の記載に依拠して、有巢氏が五氏の首位に列せられ、華夏「第一人文始祖」としようされている。中華民族は黄河流域で数多の文明遺跡を残している。

歴史的に見ると「中華」という一語は、商王朝にまで遡って見ることができる。商時代の玉器に「中華」の二文字が入った銘文に見られ、古代よりすでに一定程度使用されていたことを物語っている。そして、西周時代に周の武王が商王朝を征服後、都城を今の陝西省の西安付近に移したことで、陝西地域も古代中国の重要な中心の一つとなった。このほか、陝西地域は中国文明の源の一つでもあり、華山文化、陝北紅山文化などのように、これらも「中華」の一語の起源としていくらかの可能性を与えている。（つづく）

華文教育の

「新たな100年」を目指して 172

スプリングキャンプ 行われる

全生徒の課外活動を充実させるため、横浜山手中華学校恒例のスプリングキャンプが4月17日から19日まで開催された。

中学部の3学年全員は2泊3日の日程で、南伊豆臨海学園に行った。第一日は入村式のあと、グループ別に分かれスポーツや干物作りをし、翌日は山登り、シーカヤック、ボート、ビーチスポーツの4つのグループに分かれた。最終日は芦ノ湖キャンプ村でバーベキューを楽しんだ。炭や薪を使って火をおこすのは初めてという生徒も多く、生徒たちの実践力を鍛えただけでなく、一見簡単なことがそう簡単にはできないことを理解させてくれた。

小学5・6年生のスプリングキャンプは千葉県立君津亀山青少年の家で開催された。3日間、生徒たちは草スキー、キャンプファイヤー、焼きそば作りと手工芸、プチハイキングなどのアクティビティに取り組んだ。生徒たちは自然に親しみ、労働の過程と喜びを体験した。

小学3・4年生の目的地は、横浜カップヌードルミュージアムと横浜市野島青少年研修センター。生徒たちはカップヌードルの製造と開発の歴史を学び、自分たちでカップヌードルをデザインして作った。野島研修センターでは冒険活動、カレーライスづくりに挑戦した。

小学1・2年生は初日に学校体育館で交通安全や誘拐防止などの安全講義を受けた。PTAによる模擬場面、実際の実演を通して、生徒たちは安全に関する基本的な知識を学んだ。二日目は金沢動物園への遠足を楽しんだ。（山手中華学校）



ボートを操船する中学部の生徒



手作りの焼きそばを食する小学5・6年生



金沢動物園での小学1・2年生

訃告

簡秀娟女士（柳生ジン）（横浜山手中華学校 6 届生）は 6 月 1 日逝去に逝去されました。享年 87 歳。
喪主は次男劉国（マーヴェイン・ラウ）32 届生。通夜は 6 月 7 日、告別式は 6 月 8 日に家族で執り行われました。
謹んでご冥福を祈ります。